

【投稿規程の一部変更】（2022年7月2日より）

- (1) 各項目の番号を「第〇条」とします。例えば「1. 寄稿資格」は「第1条 寄稿資格」となります。
- (2) 第5条の次に、以下の第6条、第7条、第8条、第9条の4項目が追加され、それに伴い現行の「6. 提出先および問い合わせ」が「第10条 提出先および問い合わせ」となり、以下条名が繰り下げられます。
- (3) 追加条項

第6条 リポジトリでの公開

掲載された論文等はリポジトリでも公開します。そのため、リポジトリでの公開に同意したうえで、論文等を投稿してください。

第7条 投稿論文の著作権の帰属

掲載された論文等の複製権と公衆送信権は本会に委託されるものとします。また、掲載された論文等の著作権はその著者に帰属するとともに、本規定は著者本人による複製権および公衆送信権の行使を妨げるものではありません。

第8条 引用における著作権の処理

本誌への投稿に際して、論文等への図版、図表等の引用によって発生する著作権関係の処理については、電子化及び電子的公開も含め、著者の責任において事前に処理して下さい。なお、電子化及び電子的公開に際して引用に関する著作権の処理が出来ない場合には、当該箇所について削除処理を施すものとします。

第9条 研究倫理

本誌への投稿に際して、著者は所属する機関などの研究倫理規程を遵守して下さい。

- (4) 〈執筆要項〉の一部削除  
〈執筆要項〉「1. 用紙指定」の項目を削除します。紙媒体を学会事務局宛てに送付することは変わりませんが、その際の印刷書式は特定しません。

以上